

東京国際フォーラム 地上広場・広告スペース

ご利用案内

I. 利用申込

1. 利用申込の受付開始日

ご利用開始の3カ月前よりお受け付けいたします。ただし、ご利用についてのご相談等は随時承ります。

2. 利用日及び利用期間

(1) 利用日

原則として、通年ご利用いただけます。

ただし、ホール等貸出施設の利用状況等によりまして、ご利用いただけない日がございます。詳細は営業担当者にご相談ください。

(2) 利用期間

最小利用単位： 7日間

延長利用： 1日単位

最長利用日数： 原則として1カ月間

3. 利用制限

下記の事項に該当する場合は、ご利用の申し込みをお断りさせていただきます。

- (1) 施設の設置目的を逸脱する恐れがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行なう恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 施設の他の利用者の不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- (5) 施設又は設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (6) 広告の内容等が、当社が別途定める広告デザイン等審査基準を満たさないとき。
- (7) その他の施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。

4. 利用申込方法

当社所定の「利用申込書」に必要事項をご記入の上、広告の内容、色彩及び意匠等を記した広告企画書を添えて、当社窓口まで持参されるか、郵送によりお申込下さい。

「利用申込書」受領後、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

なお、利用申込者は、広告主又は広告主の委託を受けた代理人に限らせていただきます。

5. 利用の承諾

ご利用申込みの承諾は、「利用承諾通知書」の利用者（広告主または広告主の委託を受けた代理人）への郵送をもって行ないます。

なお、「利用承諾通知書」の発行をもって、利用を承諾したこととなりますので、同通知書は、広告撤去時まで保管してください。

なお、利用承諾を受けた後の利用取消しについては、下記 III. 2 に定める利用取消料が発生します。

6. 権利の譲渡・転貸

利用者は、当社の承諾無く広告スペースの利用権の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸することはできません。

7. 広告の内容、色彩及び意匠

広告の内容、意匠及び意匠その他のデザインについて、当社が別途定める東京国際フォーラム広告デザイン等審査基準を遵守していただきます。詳細は営業担当者にご相談下さい。

II. 利用料金

1. 広告スペース利用料金（消費税込み）

(1) 地上広場・ガラス棟バナー

場 所	サイズ・数量・面積	7日間（最小単位）	1日（延長料金）
地上広場側・ガラス棟 側面バナースペース （片面のみ）	7,500mm X 5,000mm 6枚 総面積：225㎡	7,067,500円	220,000円

（注）上記料金には、バナーの製作、設営及び撤去費用を含みます。ただし、利用期間中の製作、設営及び撤去はそれぞれ1回を限度とし、1回を超える場合は別途費用が発生します。

なお、本件バナーについては当社所定の安全基準に基づいて製作されたものに限り、利用者による持込みを認めません。詳細は営業担当者にご相談下さい。

(2) 地上広場・柱巻きサインパネル

場 所	サイズ・数量・面積	7日間（最小単位）	1日（延長料金）
地上広場内・支柱側面	5,030mm X 2,500mm 4本 総面積：50.3㎡	2,310,000円	110,000円

（注）上記料金には、広告の製作、設営及び撤去費用を含みます。ただし、利用期間中の製作、設営及び撤去はそれぞれ1回を限度とし、1回を超える場合は別途費用が発生します。

(3) 地上広場・照明ポールサインパネル

場 所	サイズ・数量・面積	7日間（最小単位）	1日（延長料金）
地上広場内・ 照明ポール（下部）	1,036mmX316mm 9本(各4面) 総面積： 11.8㎡	501,600円	19,800円

（注）上記料金には、広告の製作、設営及び撤去費用を含みます。ただし、利用期間中の製作、設営及び撤去はそれぞれ1回を限度とし、1回を超える場合は別途費用が発生します。

2. 利用料金の支払い

(1) 広告スペース利用料金は前納とし、次表（2）によりお支払いいただきます。

(2) 支払期限に合わせ、当社から利用者あてに「請求書」を送付しますので、当社の指定する日までに指定金融機関にお振込み下さい。

支払期限	支払い金額
ご利用開始日の1カ月前まで	利用料金の100パーセント

なお、広告スペース利用料金以外のご利用料金等については、別途ご案内いたします。

(注1) 利用承諾日において、既に所定の支払い期日が過ぎている場合は、支払期限までにお支払いいただく額の合計額を「施設利用承諾通知書」発行の日から「14日以内」にお支払いいただきます。

(注2) 利用料金が所定の期日までに支払われないときは、利用承諾を取消することがあります。

III. 利用の変更

1. 変更の届出

利用承諾を受けた後、利用日を利用者の都合により変更される場合や、利用申込を取消される場合は、速やかに当社にご連絡の上「利用変更又は取消届」を提出してください。

なお、利用承諾内容を変更する場合は、新たに当社の利用承諾を受ける必要があります。

2. 変更取り消しによる利用料金の取扱

(1) 追加利用料金

前項の変更により、利用料金に追加が生じた場合の追加利用料金は、新たな「利用承諾通知書」の発行日から14日以内にお支払いいただきます。

(2) 利用取消料 前項の変更や利用の取り消しがあった場合は、次の表の取消料を申し受けます。なお、利用料金が納入されている場合は、取消料として充当させていただきます。また、差額が発生した場合は、返金させていただきます。

利用取り消し日	取消料
ご利用開始日の1カ月前の前日まで	利用料金の50パーセント
ご利用開始日の1カ月前以降	利用料金の100パーセント

IV. 利用承諾の取り消し等

1. 利用承諾の取消し

利用承諾を受けた後で次の事項に該当すると判明した場合は、利用者に対し、利用承諾の取り消しや、広告スペース利用中においてもご利用を停止させていただくことがあります。

なお、下記の事由による利用取り消し等の結果、利用者に損害が生じる場合があっても、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 上記I.の3.の「利用制限」の各項に該当すると認められたとき。
- (2) 利用申込書に虚偽の記載等があったとき、又は利用内容が承諾を受けた内容と異なっていることが認められたとき。
- (3) 災害その他の不可抗力によって、施設の利用が困難となったとき。
- (4) 当社の利用規程を遵守しなかったとき。
- (5) 所定の期日までに、利用料金の支払いがなされなかったとき。

2. 利用料金の還付

既に支払われた利用料金は、前記1の(3)の事由により利用承諾を取り消した場合にのみ、当社は全額又は一部を還付することがあります。

V. 広告物の製作、設置及び撤去

完全原稿で入稿してください。(データの形式等は、別途営業担当にご確認ください。)製作、設置及び撤去は当社所定の安全基準に基づき、当社の指定業者により行います。内容の確認のため、開催1カ月前までにデザイン案を担当者宛ご提出ください。

なお、バナーを持ち込まれる場合にも同様に開催1カ月前までにデザイン案を担当者宛ご提出ください。

VI. 損害賠償及び免責等

1. 損害賠償等

(1) 利用者に起因する損害については、利用者に賠償していただきます。

(2) 広告の内容又は性質に関連して行政官庁又は第三者から問合せ、権利主張、クレームその他連絡があったときは、利用者のみが対応を行い、かつ、利用者の費用及び責任で処理を行なっていただきます。

(3) 天災地変その他当社の責めに帰すべからず事由を原因とする広告の毀損若しくは落下等又はバナーの内容に関連して第三者に損害が生じたときは、利用者の費用及び責任でその処理を行なうものとし、利用者は当社に発生した損害、損失及び費用負担について当社に補償するものとします。

2. 免責

広告スペース利用に伴う人身事故並びに広告物の盗難、汚損及び破損等の全ての事故については、当社に重大な過失が無い限り、当社は一切の責任を負いません。

VII. その他

この利用案内は、2022年現在のものです。予告なく変更する場合がございますので 予めご了承ください。

ご利用お問合せ先：

株式会社東京国際フォーラム 営業部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-5-1

TEL：03-5221-9050（平日：9時~17時）

FAX：03-5221-9022

HP URL：http://www.t-i-forum.co.jp